

一般競争入札方式（鑑定共同体発注）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札を次のとおり公告する。

平成 30 年 11 月 21 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 業務の事項

- (1) 業務名：駐留軍用地使用裁決申請等事件（嘉手納飛行場その 3）に係る土地の不動産鑑定業務
- (2) 業務概要：鑑定仕様書による。
- (3) 契約期間：契約の日から平成 31 年 2 月 28 日まで（予定）
- (4) 入札は鑑定共同体を対象とする。

2 参加者に要求される資格

- (1) すべての構成員に求める要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - ウ 暴力団排除対策における排除対象者（以下①～⑤）に該当しないこと。
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - ② 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - エ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 24 条の規定により沖縄県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録された不動産鑑定業者であること。

オ 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 65 条第 5 項において規定する除斥事由に該当しない不動産鑑定業者であること。

カ 本事件について、起業者又は土地所有者等が行った不動産の鑑定業務に関わったことのない不動産鑑定業者であること。

(2) 代表構成員に求める要件

ア 代表構成員は下記の項目に該当する業務の実績（以下「業務実績」という）を有すること。

① 平成 20 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した沖縄県発注の駐留軍用地使用裁決申請等事件の不動産鑑定実績

イ 代表構成員以外の構成員については、必ずしも上記アに関する業務実績は必要としない。

(3) 鑑定共同体の要件

ア 3 者による鑑定共同体とする。

イ 自主結成方式とする。

ウ 当該業務に関し、2 つ以上の鑑定共同体の構成員になることはできない。

エ 代表構成員は、構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。

オ 鑑定共同体の協定書が、入札説明書と同時に配布する「鑑定共同体協定書」によるものであること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒 900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 行政棟 10 階

沖縄県土木建築部用地課収用班

電 話 番 号 098-866-2423 F A X 番 号 098-867-2682

(2) 入札説明書及び鑑定仕様書の交付方法等

ア 交付期間

平成 30 年 11 月 21 日（水）から同年 12 月 3 日（月）までの間、平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（12 時 00 分～ 13 時 00 分までを除く。）

イ 交付方法

上記（1）に示す場所及び沖縄県土木部用地課ホームページにて交付する。

(3) 入札参加資格の確認申請等

ア 2 の入札参加資格に掲げる事項について、参加資格の有無の確認を行うので、本件入札への参加希望者は「鑑定共同体資格審査申請書」に、必要な書類を添付し、下記の定めるところにより提出すること。

① 提出期間 平成 30 年 11 月 21 日（水）から同年 12 月 3 日（月）までの間、平

日 9時00分から17時00分まで（12時00分～13時00分までを除く。）。

- ② 受付場所 上記（1）に同じ。
- ③ 提出方法 持参による。
- ④ 提出資料 入札説明書による。

イ その他

- ① 資料等の作成に要する費用は、申請者が負担すること。
- ② 提出された書類を入札参加資格の確認以外には申請者に無断で使用しない。
- ③ 提出された書類は返却しない。
- ④ 提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めない。

（4）入札参加資格の確認等

ア 入札参加資格の確認結果について、各申請者に「入札参加資格確認通知書」により通知する。

なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

イ 入札参加資格がないと判断された者は、書面を持参し、その理由の説明を求めることができる。

- ① 提出期間 平成30年12月12日（水） 平日9時00分から17時00分まで（12時00分～13時00分までを除く。）。
- ② 受付場所 上記（1）に同じ。
- ③ 提出方法 持参による。
- ④ 提出資料 自由様式。

（5）入札日時等

ア 入札日時 平成30年12月12日（水）午前11時30分

イ 入札場所 沖縄県庁11階第2入札室（那覇市泉崎1-2-2）

（6）入札参加資格の提出後、都合により入札を辞退する場合、入札締切日時の前までに入札辞退届を提出すること。

（7）入札、開札及び落札

ア 入札参加者は、仕様書に定める各項目に応じた合計額を契約希望金額とすること。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。入札の際は、封筒に入札書を同封すること。

イ 入札者は、提出済みの入札書の書き換え、引き換えまたは撤回をすることはできない。

ウ 予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって有効な入札を行っ

た者を落札者とする。

エ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

オ 委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印のうえ封筒に入れて提出する。

4 その他留意事項

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、かつ、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合については、この限りでない。

(3) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、かつ、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合については、この限りでない。

(4) 関連情報の問い合わせ先

〒 900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 行政棟 10 階

沖縄県土木建築部用地課収用班

電 話 番 号 098-866-2423 F A X 番 号 098-867-2682

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。